

介護サービス事業者に対する指定取消等処分に係る概要

事業所	名称	やすらぎ訪問介護ステーション	ケアプランサポートふれあい段原	グループホームふれあい東野
	サービスの種類	(介護予防)訪問介護	居宅介護支援	認知症対応型共同生活介護
	所在地	西区南観音五丁目6番32号	南区段原山崎三丁目6番1号	安佐南区東野三丁目30番21号
	指定年月日	平成22年7月1日 (直近の指定更新:平成28年7月1日)	平成15年11月1日 (直近の指定更新:平成27年11月1日)	平成27年3月1日
事業者	名称	有限会社ウェルケア	医療法人好縁会 <small>こうえんかい</small>	
	代表者	代表取締役 <small>しもやま よしえ</small> 下山 好江	理事長 <small>しもやま なおのり</small> 下山 直登	
	所在地	東広島市西条町寺家7429番地3	東広島市西条町寺家7432番地1	
処分の概要	処分	指定取消	指定取消	指定の一部の効力の停止6か月間 (新規受入停止) ※介護予防除く。
	処分理由	① 不正請求 ② 居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき	不正な手段により指定を受けたこと	不正請求
	根拠規定	【訪問介護】 介護保険法第77条第1項第6号及び第11号 【介護予防訪問介護】 介護保険法第115条の9第1項第5号及び第10号	介護保険法第84条第1項第9号	介護保険法第78条の10第8号
	処分の原因となる事実	事業所と同一の建物に居住する利用者に対し、指定(介護予防)訪問介護を行う場合には減算を行う必要がある(同一建物減算)が、当該事業所は、実態として有料老人ホーム内で業務を継続して行っているにも関わらず、平成24年4月に事業所を有料老人ホーム外に移転した旨の虚偽の変更届を提出し、不正に同一建物減算を免れた。	当該事業所は、平成22年1月以降、指定を受けた場所以外に当該事業所の一部として使用される事務所を設けて運営しており、平成25年7月頃、それが違反であると認識したにも関わらず、当該違反状態を是正することなく、こうした事実を隠した上で、事業所は申請した場所のみと装った虚偽の申請書を作成し、指定の更新を受けた。	認知症専門ケア加算(I)を算定し、報酬を請求するには、認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置する必要があるが、当該事業所は、研修修了者を実際には配置していないにも関わらず、当該加算を不正に請求した。
事業者に対する経済上の措置	徴収金	2,697,647円	11,587,440円	149,983円
	内 不正請求額	1,926,891円	8,276,743円	107,131円
	加算金	770,756円	3,310,697円	42,852円
処分年月日	指定取消処分年月日 及び指定取消年月日 (指定の効力が消滅する日)	平成29年2月3日	平成29年2月3日	【処分年月日】 平成29年2月3日
				【一部効力停止の期間】 平成29年3月1日から平成29年8月31日